

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成一二年一二月二二日条例第二一五号） 抜粋

（廃棄物等の焼却行為の制限）

第二百二十六条 何人も、廃棄物等を焼却するときは、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）等による人の健康及び生活環境への支障を防ぐために、小規模の廃棄物焼却炉（火床面積〇・五平方メートル未満であって、焼却能力が一時間当たり五十キログラム未満の廃棄物焼却炉をいう。以下同じ。）により、又は廃棄物焼却炉を用いずに、廃棄物等を焼却してはならない。ただし、規則で定める小規模の廃棄物焼却炉による焼却及び伝統的行事等の焼却行為については、この限りでない。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成一三年三月九日規則第三四号） 抜粋

（廃棄物等の焼却行為の制限）

第六十二条 条例第二百二十六条ただし書に規定する規則で定める小規模の廃棄物焼却炉は、次に掲げるものとする。

一 別表第十六の上欄に掲げる小規模の廃棄物焼却炉の区分に応じ、当該小規模の廃棄物焼却炉の排出口から排出される排出ガス中のダイオキシン類及びばいじんの量が中欄及び下欄に掲げる量以下である性能を有する小規模の廃棄物焼却炉として知事が認めるもの（第三号に掲げるものを除く。）

二 市町村が、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第二項に規定する一般廃棄物のうち、同法第二条第三項に規定する特別管理一般廃棄物を除いたものをいう。以下同じ。）の収集を行っていない地域において一般廃棄物の焼却に用いられる小規模の廃棄物焼却炉であって、周辺地域の生活環境への支障の防止にできる限り配慮して使用されるもの

三 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令の対象施設であって、排出ガス中のダイオキシン類の排出基準等を遵守することが定められている小規模の廃棄物焼却炉

2 条例第二百二十六条ただし書に規定する焼却行為は、次に掲げるものとする。この場合において、周辺地域の生活環境への支障の防止にできる限り配慮したものとする。

一 伝統的行事及び風俗慣習上の行事のための焼却行為

二 学校教育及び社会教育活動上必要な焼却行為

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特にやむを得ないと認める焼却行為

別表第十六 小規模の廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類及びばいじんの量(第六十二条関係)

区分	標準状態に換算した総排出物一立方メートルに含まれるダイオキシン類の量(単位 ナノグラム)	標準状態に換算した総排出物一立方メートルに含まれるばいじんの量(単位 グラム)
平成十三年三月三十一日までに設置された小規模の廃棄物焼却炉	一〇(平成十四年十一月三十日までは、八〇)	〇・二五
平成十三年四月一日以後に設置された小規模の廃棄物焼却炉	五	〇・一五

備考

- 一 この表の中欄に掲げるダイオキシン類の量は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第六十七号)第二条第一号に定める方法により測定し(換算する酸素の濃度は十二パーセントとする。)、同規則第三条で定めるところにより算出されたダイオキシン類の量とする。
- 二 この表の下欄に掲げるばいじんの量は、条例別表第七 一の部(二)の款アの項(イ)の表の備考一の式により算出されたばいじんの量とする(換算する酸素の濃度は十二パーセントとする。)